

私立幼稚園等預かり保育事業実施園 設置者 様
私立幼稚園 2 歳児受入れ推進事業実施園 設置者 様

横浜市こども青少年局保育・教育運営課長

非常災害時（風水害）における 市型預かり保育事業及び 2 歳児受入れ推進事業の対応について（通知）

日頃から、本市の幼児教育関連事業に御理解、御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

令和元年の台風第 19 号等の被害を受け、台風等の非常災害時（風水害）においても、避難勧告の発令、公共交通機関の計画運休、施設の被害等により園児を安全に保育できない状況が発生することが考えられることから、非常災害時（風水害）における市型預かり保育等の対応について、令和 3 年 7 月 26 日付の通知（こ保運第 627 号）「非常災害時（風水害）における市型預かり保育事業及び 2 歳児受入れ推進事業の対応について」にて、基本的な考え方をお示ししているところです。

今後も引き続き、台風等により安全に保育ができない状況が発生する可能性があることから、あらためて、休止等の基本的な考え方についてお示しいたします（考え方に変更はありませんが、休止の判断について問い合わせ等が多いことから、表現を見直し、補足情報の追加を行っています）。

通知内容について改めてご確認いただき、別添の保護者通知案を参考に、保護者の皆様に周知を行っていただきますようお願いいたします。なお、保護者の皆様への周知にあたっては、園の所在地により一部基準や対応に違いがあるため、各園の設置状況に合致した資料を用いて周知していただくようお願いいたします。

<補足事項>

自園が土砂災害警戒区域や洪水・高潮・津波による浸水想定区域に含まれているかどうか確認したい場合は、下記ホームページでご確認ください。

⇒ 横浜市 わいわい防災マップ (<https://www.city.yokohama.lg.jp/yokohama/Portal>)

なお、対象区域の園においては、避難確保計画の策定が必要です。避難確保計画及び施設掲示用避難確保計画概要版が未提出の園は、園所在地の区役所総務課に速やかにご提出ください。

⇒ 水防法、土砂災害防止法に基づく避難確保計画の作成等について

(<https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/wagaya/fusuigai/20180313141643.html>)

【添付資料】

- ・市型預かり保育等における非常災害時（風水害）の対応の基本的な考え方

【保護者向け配付資料】

- ・非常災害時（風水害）における市型預かり保育等の対応について（浸水想定区域に所在する園）
- ・非常災害時（風水害）における市型預かり保育等の対応について（浸水想定区域以外に所在する園）

<担当>横浜市こども青少年局保育・教育運営課

幼児教育係 杉浦、本間、宇木、松井

電話：045-671-2085 E-mail：kd-azukari@city.yokohama.jp

市型預かり保育等（※）における非常災害時（風水害）の対応の基本的な考え方

※私立幼稚園等預かり保育事業（市型預かり保育事業）、私立幼稚園2歳児受入れ推進事業

1 休止等の判断基準

(1) 気象警報の発令等に伴い休止等とする場合

気象警報の発令等により、①土砂災害警戒区域や洪水・高潮・津波による浸水想定区域（以下「洪水等による浸水想定区域」）に所在する園と②それ以外の区域に所在する園ごとに、次表により休止等の対応をお願いします。

① 土砂災害警戒区域や洪水等による浸水想定区域に所在する園の対応



	特別警報 (大雨・大雪・暴風・暴風雪 ・波浪・高潮)	公共交通機関の計画運休(完全運休)の 予定が発表され、送迎が困難になる恐れがある場合
園所在地に避難情報あり (※1) ○警戒レベル5 (緊急安全確保) ○警戒レベル4 (避難指示) ○警戒レベル3 (高齢者等避難)	休止 在園児がいる場合は 避難行動をとってください	休止 在園児がいる場合は 避難行動をとってください
避難情報 なし	休止 在園児がいる場合は 避難行動をとってください	園の判断で利用自粛やお迎えの要請を行うことができます

【警報・注意報以下の場合】

- ・警報、注意報の場合でも、「**園所在地に避難情報が出た場合(※1)**」は休止とし、在園児がいる場合は避難行動をとってください。

【※1：注意事項】

- ・避難情報は、「即時避難指示対象区域（土砂災害計画区域の一部）」や洪水等による浸水想定区域等ごとに区長（又は市長）が発令します。
- ・「即時避難指示対象区域」は、あらかじめ指定されており、「土砂災害警戒情報」の発表とともに一斉に発令され、発令時には、「〇〇町の一部」と表記されます。なお、**通知発出時現在、「即時避難指示対象区域」に幼稚園等は設置されていません。**
- ・横浜市の警報等の発令状況や、即時避難指示対象区域については、次のホームページを参照してください。

横浜市防災情報ポータル		即時避難指示対象区域 一覧	
-----------------------------	---	-----------------------------------	---

② 土砂災害警戒区域や洪水等による浸水想定区域以外に所在する園の対応

特別警報 (大雨・大雪・暴風・暴風雪・波浪・高潮)	公共交通機関の計画運休（完全運休）の予定が発表され、送迎が困難になる恐れがある場合
休止 在園児がいる場合は 避難行動をとってください	園の判断で利用自粛やお迎えの要請を行うことができます

(2) 保育従事者の配置状況により休止等とする場合

気象警報等が発令されていない場合であっても、当日中に、特別警報の発令が想定されている状況等※において、公共交通機関の計画運休や交通状況により、保育従事者を複数配置できない場合は休止としてください。

また、複数配置ができる場合であっても通常の保育従事者の配置が困難である場合は、園の判断で、保護者に対して利用自粛やお迎えの要請を適宜行うことができます。

※今後の気象情報等については、気象庁のホームページ（神奈川県東部の早期注意情報）を参考にしてください。



保育従事者の配置	
1人以下の配置となる場合	複数配置は可能であるが、通常の配置ができない場合
休止	園の判断で利用自粛やお迎えの要請を行うことができます

次頁あり

2 保護者との連絡体制の確保

- 年度初め等に、緊急時の引き渡し者について、保護者から書面等で確認してください。また、避難時の持ち出しに対応できるよう改めて連絡先等の御準備をお願いします。
- 避難行動等を行う場合は、緊急メール等で保護者に避難先をお知らせください。

3 市型預かり保育等の実施時間中の情報収集及び避難行動にあたっての留意点

- 市型預かり保育等を実施していただいている時間中も、気象情報や避難情報等を随時収集し、各園の所在する地域に「高齢者等避難（警戒レベル3）」以上が出された場合は、各園が避難確保計画で予め定めている場所へ避難するとともに、保護者へ避難先の連絡及び速やかなお迎えの協力を要請してください。
- 保護者のお迎えまで、園児を安全に預かることができる体制を確保してください。災害対応業務への従事や交通機関の影響で、保護者のお迎えが遅れる場合も同様です。
- 土砂災害警戒区域や洪水等による浸水想定区域に所在する園が指定された避難所に避難する際は、持ち出し物品や保護者との連絡先等の書類を持参する必要があります。これらの園については、市防災計画にて作成を義務付けられている避難確保計画のひな形に避難確保資機材一覧が示されているので、参考に準備をお願いします。
また、上記の区域に所在していない園についても、地震などの大規模災害時を想定した避難時の持ち出し物品に、風水害も想定した物品を加えるなどしてください。

4 市型預かり保育等の再開及び停電による断水等による休止等

- 台風等が通過した後の市型預かり保育等の再開にあたっては、職員の安全、施設の被害状況や周辺状況を確認し、安全な保育ができる環境を確認したうえで、受け入れを開始してください。
また、停電による断水や床上浸水、施設の損壊等により、園児を安全に保育することが困難であると判断する場合は、休止としてください。

5 市型預かり保育等の休止等に関する保護者及び横浜市への連絡

- 休止の決定については、速やかに保護者へ連絡をお願いいたします。その後、事業休止報告書により保育・教育運営課幼児教育係へも報告してください。

6 園の被害状況の報告のお願い（※依頼させていただく場合は、別途御連絡します。）

- 休止状況等によっては対応を検討する必要があるため、園から保育・教育運営課幼児教育係に対し被害状況の報告をお願いする場合があります。
報告方法や内容、期日等については、別途依頼しますので、その際は、お手数をおかけして申し訳ありませんが御協力をお願いします。

7 本市からの情報提供

- 非常災害時の対応については、本通知の考え方に基づくもののほか、原則 kintone で御連絡します。（必要に応じてEメールも併用します。）併せて、市のホームページも随時御確認ください。

よくあるお問い合わせ

	問	回答
1	自園が土砂災害警戒区域や浸水想定区域に含まれているか知りたい。	市のホームページで確認してください。 ⇒横浜市 わいわい防災マップ (https://www.city.yokohama.lg.jp/yokohama/Portal) また、判断に迷う場合は、施設所在地の区の総務課にご確認ください。
2	避難情報などはどうやって入手するのか。	<p>■ 警報・注意報等 ⇒横浜市の防災情報（気象庁のHP） 気象庁 横浜市の防災情報 (jma.go.jp)</p> <p>■ 避難情報 ⇒横浜市 防災情報ポータル (https://bousai.city.yokohama.lg.jp/) 「避難情報 横浜市」で検索Q ⇒横浜市 防災情報 Eメール 横浜市防災情報 Eメール 横浜市 (yokohama.lg.jp) 警報・注意報等の防災情報を Eメールで配信するサービスです。 ご不明な点がございましたら、施設所在地の区の総務課にご確認ください。</p>
3	土砂災害警戒情報の際に、「○○町の一部」に避難情報が出るが、自園が「○○町」に該当する場合、避難もしくは、休園としたほうが良いのか。	<p>横浜市では、平成 26 年 10 月の台風 18 号を教訓に、崖崩れが発生した場合に人家に著しい被害を及ぼす可能性がある崖地をあらかじめ抽出し、その周辺地域に対して、「土砂災害警戒情報」の発表とともに「避難指示」を発令することとしています。避難指示の対象となる「即時避難指示対象区域（「○○町の一部」と表記）」は、下記ホームページでご確認いただけます。 ※通知発出時現在、対象区域に含まれる保育所等はありません 即時避難指示対象区域一覧 横浜市 (yokohama.lg.jp)</p> <p>同じ町内でも対象区域に入っていない場合は、一律に避難もしくは、休園とする必要はありません。ただし、避難指示が出されていない地域が安全ということではありませんので、大雨や台風の際には、防災情報によく注意していただき、危険が予想されたときは避難行動をとるようにしてください。</p>
4	避難情報は出ていないが、周囲の状況から土砂崩れ等の可能性がある場合、避難してもよいか。	土砂災害については、前兆から崩壊まで、時間的余裕がない場合も多いことから、普段と違う前兆現象が確認された場合は、避難指示を待つことなく直ちに避難を開始してください。
5	園は浸水想定区域に所在しているが、休園の判断は園で行っていいのか、この休園は強制か。	施設所在地に特別警報や避難情報が発令された場合は、必ず避難行動もしくは、休園対応をとっていただくようお願いします。

	問	回答
6	川が近く、警報や避難情報の発令を待っていると危ないと思っている。報道等でも発令が遅れた、というニュースがあり、園の判断で避難や登園自粛の呼びかけをしても良いか。	避難開始や登園自粛の呼びかけについては、園の判断で開始していただいて構いません。
7	園は想定区域外だが園周辺が想定区域となっているため、保護者も保育従事者も園へたどり着けない可能性がある。 この場合は保護者への通知はどのようにしたらよいか。	保護者への通知は、想定区域外用の通知を送付してください。ただし、園の周囲の状況やそれに伴って発生しうるリスクについても併せてご説明をお願いします。
8	施設所在地には、避難情報が発令されていないものの、道路を隔てたすぐ隣の地域に避難情報が発令された。登園自粛やお迎え要請を行っても良いか。	この場合のような、危険が差し迫っていると判断される場合には、保護者に対して、注意喚起を行い、登園を控えるよう協力を求めることやお迎えをお願いしても、構いません。
9	園は「即時避難指示対象区域」ではないが、土砂災害ハザードマップで土砂災害警戒区域となっている。 大雨により警報が出た場合、休園や登園自粛の依頼をしてよいか。	土砂災害警戒区域に所在している園については、警報・注意報の発令により一律に休園となるわけではありません。 大雨等の気象状況や周囲の様子によく注意していただき、危険が予想されたときや普段と違う前兆現象が確認された場合等は、避難行動をとる、保護者に早めの迎えを依頼する、といった対応が考えられます。